

平成 23 年 6 月 29 日

社団法人
日本リハビリテーション医学会
正 会 員 各 位

社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 里宇 明元

公益社団法人移行期間中の代議員選挙実施に伴う 有権者名簿の作成について（お知らせとお願い）

平成 23 年 6 月 3 日に開催された本医学会第 48 回通常総会において、本法人は公益社団法人に移行申請することが承認されました。

公益社団法人になることは、法律上は全く別の法人に移行することになります。さらに公益認定を受けた場合には 2 週間以内に登記をしなければなりません。

認定後の公益社団法人日本リハビリテーション医学会は、これまでの評議員制度から代議員制度に変更されますが、認定前の移行期間中に現行の評議員選挙と新たな代議員選挙を実施することは業務的、経済的に負担が多いため、第 48 回通常総会において、現評議員の任期（平成 24 年総会時まで）を延長して対応し、現行制度での新たな評議員選挙は実施しないことになりました。一方、公益社団法人として登記が完了するまでに、新規代議員を同封の「公益法人移行期間の代議員選挙関係日程表」に基づいて選出しておかなければなりません。代議員の定数は、各地区の正会員数から算出し、所属地区別の選挙となります。

したがって、新しい公益社団法人の代議員選挙規則及び内規に基づき、代議員定数を定め、立候補者氏名を告示するための最初のステップとして正会員台帳による有権者名簿を平成 23 年 8 月 1 日現在で作成する必要があります。

なお、有権者名簿は正会員台帳に記載された勤務先とし、勤務先がない場合は学会誌送付先となりますので、平成 23 年 8 月 1 日以前に登録先に変更がある場合は、平成 23 年 7 月末日までに会員専用 Web システムによりオンラインで事務局にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

公益法人移行期間の代議員選挙関係日程表

	公益社団法人日本リハビリテーション医学会 (仮称) (代議員選挙に関する規則・内規)
平成 22 年	
10 月 25 日(月)	臨時理事会で公益社団法人定款変更案, 代議員選挙に関する規則, 内規承認
平成 23 年	
6 月 3 日(金)	通常総会で公益社団法人定款変更案承認
6 月下旬	現在の会員にこの日程表と説明文を送付
8 月 1 日(月)	正会員台帳確認, 有権者名簿作成
8 月 19 日(金)	代議員選挙告示 (ホームページに掲載) 有権者名簿 8 月 1 日現在を全会員に送付
9 月 20 日(火)	代議員選挙立候補届出締切
10 月中旬	公益社団法人への移行申請 (審査見込期間 2 ~ 6 カ月/予定)
10 月 31 日(月)	地区毎に候補者名簿・所信表明を会員に公示
12 月 2 日(金)	代議員選挙日 速やかに代議員当選人へ通知
平成 24 年	
2 月上旬	代議員総会 (社員総会) 新役員の選出・承認

注：内閣府など指導官庁との折衝により変更の可能性があります。

公益社団法人日本リハビリテーション医学会 代議員選挙に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会定款第12条に基づき、代議員の選出に関する事項について定める。

(選出方法)

第2条 代議員の選出は、正会員の中より選挙によって行う。

(選出区域)

第3条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関東地区：新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
- (4) 北陸地区：富山県、石川県、福井県
- (5) 中部東海地区：静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の別に定める日現在の正会員に限りこれを有する。

- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員であることが条件であり、加えて正会員2名による推薦を要する。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属地区別は、選挙の行われる年の前年の別に定める日現在の正会員台帳に記載された勤務先とする。
- 4 勤務先がない場合は、学会誌送付先とする。

(代議員定数)

第5条 代議員定数は、定款第12条第1項により250名以上300名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てる。その算定は、第6条に定める選挙管理委員会において行い、同委員会の割当てた各地区の代議員数の合計数をもって代議員定数とする。

(選挙管理委員会)

第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会委員（以下、「委員」という。）は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中か

ら地区毎に1名（合計8名）ずつ委嘱する。

- 3 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 委員会の運営に関して、必要な事項は別に定める。

（選挙の公示及び選挙人名簿）

第7条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の前年の別に定める日までに行わなければならない。

- 2 委員会は、選挙の行われる年の前年の別に定める日現在における有権者名簿を別に定める日まで全会員に送付する。
- 3 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めるときは、選挙の行われる年の前年の別に定める日まで、委員会に異議の申し立てをすることができる。
- 4 委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

（立候補の届け出及び辞退）

第8条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の前年の別に定める日まで、所信表明書などを添えた文書により委員長に届け出なければならない。

- 2 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる年の前年の別に定める日まで、到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

（公示）

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿及び所信表明書などをまとめ、選挙の行われる年の別に定める日まで、会員に公示しなければならない。

（選挙期日）

第10条 選挙期日は、別に定める日とする。

（投票）

第11条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選び、その氏名を予め委員会が定めた投票用紙に自ら記載して、これを委員会宛に投票期日までに到着するよう送付しなければならない。

- 2 投票は、無記名投票とする。

（開票）

第12条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。

- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

（投票の効力）

第13条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の投票は各号に記載されたように処理する。

- (1) 第 11 条第 1 項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項のすべてを無効とする。
- (2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。

(当選人の決定)

- 第 14 条 当選の決定にあたっては、第 3 条及び第 5 条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は 3 人までを補欠人とする。
- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。
 - 3 候補者数が代議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、欠員は補充しない。
 - 4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに会員に選挙結果を知らせなければならない。

(異議の申し立て)

- 第 15 条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より 14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

- 第 16 条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長が報告する。
- 2 選挙の無効が決定された地区では、それぞれの当該地区において再選挙を行う。

(当選人の繰り上げ補充)

- 第 17 条 選挙日より 50 日以内に当選人が辞退又は会員の資格を喪失した時は、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。ただし、3 人を超えた場合の欠員は補充しない。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人 3 人までを繰り上げて当選人とする。

(補欠選挙)

- 第 18 条 代議員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。
- 2 前項補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

(規則の改廃等)

- 第 19 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

附 則

- 本規則は、平成 23 年 6 月 3 日より施行する。
本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。
本規則により、平成 23 年度の最初の選挙に係る日程等は、別に定める「公益法人移行期間の代議員選挙の日程表」で実施するものとする。

公益社団法人日本リハビリテーション医学会 代議員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会代議員選挙に関する規則（以下、「規則」という。）に基づき、代議員選挙について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 規則第6条第5項に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を次のように定める。

- (1) 本学会の役員及び学術集会長並びに代議員候補者は、委員会委員（以下、「委員」という。）に就任することができない。
- (2) 委員が正会員の資格を失った時は、理事長はその委員を罷免する。
- (3) 委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故ある時は、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行委員を決定する。
- (4) 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- (5) 全ての議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(立候補届け)

第3条 規則第8条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。

- (1) 立候補の意志と代議員としての所信表明が明示されていること。
- (2) 立候補を支持する2名の推薦人（正会員）の署名があること。
- (3) その他、所信表明書にある履歴や学会活動に関する事項など、本選挙に関する規定上の要件が具備されていること。

(投票)

第4条 規則第11条に規定する投票に関して必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 委員会は、選挙に関する規定により、事前に投票要領（様式を含む）などに具体的な手続きを定め、規則第4条第3項に定められた正会員の宛先に通知（投票依頼）する。
- (2) 投票は、地区毎の代議員定数に基づき、連記式とし、連記数は理事会が決定する。
- (3) 投票用紙の送付先は、本医学会事務局とする。
- (4) 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、事務局において専用の保管庫にて厳重に保管する。

(開票立会人)

第5条 規則第12条第1項中「若干名」とあるのは、少なくとも3名以上とし、指名に当たっては、公正性が保てるよう特に配慮がなされなければならない。

(選挙事務)

第6条 選挙に関する事務（規則第6条第1項の事務を除く.）は、本医学会事務局において行う。

(選挙日程)

第7条 規則第4条第1項（有権者の基準期日）、第3項（正会員台帳の所属地区基準期日）及び第7条第2項前段（有権者名簿の基準日）の別に定める日は、9月1日とする。

2 規則第7条第1項（選挙公示期日）及び第2項後段（有権者名簿の送付期日）の別に定める日は、10月31日とする。

3 規則第7条第3項（異議申立期日）の別に定める日は、11月15日とする。

4 規則第8条第1項（立候補届出期日）の別に定める日は、11月30日とする。

5 規則第8条第2項（立候補辞退届提出期日）の別に定める日は、12月15日とする。

6 規則第9条（候補者名簿等公示期日）の別に定める日は、2月1日とする。

7 規則第10条（選挙期日）の別に定める日は、3月1日とする。

(内規の改廃)

第8条 本内規の改廃は、理事会の議を経て定める。

附 則

本内規は、平成23年6月3日より施行する。

代議員選挙の実施に関する申し合わせ

1. 本申し合わせは、代議員選挙に関する規則及び内規に基づき、代議員選挙の実施方法について定めるものである。
2. 代議員定数は、300名を各地区の正会員数に基づき比例配分し、小数点第1位以下を切り捨てた合計数とする（300名以下）。
3. 選挙権について
 - (1) 新入会者または退会者の扱いは、下記のとおりとする。
 - 1) 新入会者の選挙権は、選挙が行われる年の8月1日までに会費を納入することによって生じる。
 - 2) 会費を2年間滞納し選挙の年総会日をもって除名された者の選挙権は、選挙が行われる8月1日までに1年以上納入することによって復活する。
 - 3) 選挙が行われる年の7月31日までに退会した場合は選挙権を喪失する。
 - 4) 選挙が行われる年の8月1日以降、投票用紙の送付までに退会届が出された場合には、投票用紙を送付しない。ただし、投票用紙の送付以降に退会届が出された場合には、これを回収しない。
 - (2) 外国が学会誌送付先となっている会員の所属地区は、原則として過去の日本における最終勤務先とする。
4. 被選挙権について
 - (1) 被選挙人は、下記の条件を満たしていなければならない。
 - 1) 本医学会の発展に寄与する意志があること
 - 2) 正会員2名の推薦があること
 - (2) 立候補者は、別に定める立候補届、所信表明書に必要事項を記入・署名し、原本を学会事務局宛に簡易書留で、期日の17時までに必着するように郵送する。
 - (3) 立候補資格を満たさない場合または届出書類等に不備があった場合の扱いは、選挙管理委員会の審議に委ねる。
5. 公示方法について
 - (1) 選挙の公示は、学会誌及び学会ホームページ（以下、学会 HP とする）に掲載するほか、有権者（選挙人）名簿の郵送の際に同封する。
 - (2) 有権者名簿の送付対象者は、選挙が行われる年の8月1日時点の正会員とする。
 - (3) 有権者名簿は、全地区別に氏名のみ掲載する。（同姓同名の場合も特別な識別情報は記載しない）
 - (4) 異議申立を反映した有権者名簿は、学会誌・学会 HP で公開する。
 - (5) 立候補届、所信表明、辞退届等の各書類は、原則として学会 HP からダウンロードする。
 - (6) 全地区の立候補者名簿は、氏名、選挙区、推薦者名を記載し、学会誌及び学会 HP 会員専用ペー

ジで公開する。

- (7) 被選挙人名簿は、当該地区立候補者の氏名、推薦者名、所信表明を記載し、各地区の投票用紙等と共に同地区の全選挙人に郵送する。
- (8) 選挙結果は、学会誌及び学会 HP 会員専用ページで公開する。

6. 選挙の運営について

- (1) 選挙に関する問い合わせは、学会事務局の専用メールまたは FAX のみで受け付け、選挙管理委員会で審議して回答する。
- (2) 立候補辞退届及び異議申立書の提出は、期日の 17 時までには学会事務局に必着するように郵送する。
- (3) 投票用紙は、選挙管理委員会が定めたものを全選挙人に郵送するが、未達による再送は行わない。
- (4) 投票は、郵送された投票用紙と封筒を用い、期日の 17 時までには学会事務局に必着するように郵送する。なお、期日を越えたものは無効とする。
- (5) 選挙活動は、特に禁止事項を設けないが、個人情報保護などに十分配慮し、常識を逸脱することのないように留意しなければならない。

7. 開票作業について

- (1) 開票は、選挙期日の翌日（12月3日）以後速やかに、選挙管理委員会の責任において若干名の開票立会人のもとで行う。
- (2) 開封作業は、状況に応じてアルバイト職員を雇用して行うことができる。
- (3) 票の集計は、選挙管理委員および開票立会人のもとで行う。
- (4) 下記の投票は無効とする。
 - 1) 定められた用紙を用いなかった場合
 - 2) 所定事項以外のことを記載した場合
 - 3) 同一投票用紙に同じ候補者名（同姓同名者を除く）が複数認められた場合
 - 4) 地区毎に定められた連記人数を超えた場合

8. 当選人の決定について

開票結果に基づき、選挙管理委員会において当選人を定める。当選人に当選の旨を通知する。
速やかに会員に選挙結果を告知

附則

この申し合わせは、平成21年 9月 26日より施行する。

この申し合わせは、平成23年度の代議員選挙にあたり、評議員を代議員に修正して施行する。